

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

聖籠町長 渡邊廣吉

#### 聖籠町規則第七号

聖籠町職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の旅費に関する規則（昭和五十三年聖籠町規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「できなかつた額」の次に「とする」を加える。

第四条中「別表第一」を「別記様式第一号」に改め、同条ただし書中「公有車を利用」を「公有車又は私有車を使用」に改め、「及び」の次に「公有車を使用する」を加える。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 陸路 地方公共団体の長その他路程の計算について信頼に足る者により証明された路程又は実測その他社会通念上妥当と認められる方法により計測した路程

第五条第二項中「、第二号及び第三号のロ」を「及び第二号」に改め、「地方公共団体の長、その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を」を「同項第三号の規定に準じて」に改め、同条第三項中「、新潟県管内路程図に掲げる基点又は郵便路線図に掲げる郵便局」を「、その基準となる地点」に改める。

第六条第一項中「別表第二」を「別記様式第二号」に改める。

第八条及び第九条を削る。

第七条中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(公有車又は私有車を使用する旅行等における日当)

第七条 条例第十五条第四項に定める日当の額は、別表第

一による。

第十条を第九条とする。

別表第一(第一号様式)中「

田務港
隣田港
田務港 (往復 km)
田務港

」を「

田務港
田務港
田務港 (往復 km)

」を

に改め、同表を別記様式第

一号とし、別表第一(第二号様式)を削る。

別表第二(第一号様式)中「

田
田

」を「

田
・
田

」に改め、同表を別記様式第二号とし、別表第二(第二号様式)を削る。

別記様式第二号の次に次の一表を加える。

別表第一		区分			
備考 一 百キロメートル未満の区域内については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り支給する。 二 公有車又は私有車を片道使用して宿泊する旅行における初日及び終日は、使用しなかつた初日又は終日を除く。	二百キロメートル以上 四百キロメートル未満	日帰り	初日及び終日	一、 五〇〇円	
				宿泊	上記以外の日
		日帰り	初日及び終日		
				宿泊	上記以外の日
		百キロメートル未満	日帰り		
				宿泊	上記以外の日
	日帰り		初日及び終日		
				宿泊	上記以外の日
	日帰り		初日及び終日		
				宿泊	上記以外の日

別表第三を次のように改める。

別表第二		日額
日額旅費の支給を受ける職員	支給条件	日額（円）
一 引続き八日以上行われる研修、講習等に出席する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）	イ 宿泊する場合 目的地に到着した日の翌日から 帰庁のため出発する日の前日ま での日数（以下同じ。）	宿泊料定額の範囲内の宿泊 料の実費額に一、〇〇〇円 を加算した額
二 市町村職員中央研修所において行われる研修 に出席する職員	ロ 宿泊しない場合 目的地に到着した日の翌日から 帰庁のため出発する日の前日ま での日数（以下同じ。）	七〇〇円又は車賃の実費額に 七〇〇円（公有車又は私有 車を使用する場合は五〇〇 円）を加算した額
三 新潟県自治研修所において行われる研修に出 席する職員	イ 宿泊する場合	一、八〇〇円
	ロ 宿泊しない場合	七〇〇円又は車賃の実費額に 七〇〇円（公有車又は私有 車を使用する場合は五〇〇 円）を加算した額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の聖籠町職員の旅費に関する規則の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

